

出雲市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和4年（2022）3月28日

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 保 科 孝 充

監 査 第 1 9 3 号
令和4年（2022）3月28日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 保 科 孝 充

令和3年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和3年度(2021)出雲市財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の対象

令和2年度における指定管理施設の運営状況、会計処理状況、施設利用状況等
【監査対象団体及び所管部局、監査対象指定管理料】

(1) 特定非営利活動法人 風の子たき 及び

市民文化部市民活動支援課

・令和2年度【指定管理施設】手引ヶ丘公園（風の子楽習館）指定管理料

(2) 大社健康スポーツ公園杵築体育協会管理委員会 及び

市民文化部文化スポーツ課

・令和2年度【指定管理施設】大社健康スポーツ公園指定管理料

3 監査の着眼点

(1) [指定管理者側]

ア 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

イ 施設管理業務の実施状況は適切か。

ウ 料金収入や施設管理の収支に係る会計処理が適切に行われているか。

エ 決算報告書に誤りはないか。

オ 利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。

カ 事業に対する経営努力が見られるか。

キ 所管課への報告書類は適切に提出されているか。

(2) [所管部局側]

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者の指定は適正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。

オ 事業報告書の点検は適切に実施されているか。

カ 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象団体及び部局に対し監査調査及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 出雲市監査委員事務局

(2) 日 程 令和3年12月2日から令和4年3月28日まで

6 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 神 門 三千夫

出雲市識見監査委員 射 場 かよ子

出雲市議選監査委員 保 科 孝 充

第2 監査対象事業の概要

I 特定非営利活動法人 風の子たき

1 指定管理施設 手引ヶ丘公園（風の子楽習館）の概要

手引ヶ丘公園内の施設で、環境や自然エネルギーに関する学習施設として設置したもの。施設管理以外に、別途、市との委託契約により各種体験学習・自然観察会などの生涯学習事業を実施している。

指定管理者募集の際には、都市公園部分（都市計画課所管）と楽習館部分（市民活動支援課所管）を併せて公募し、指定管理者が選定されている。

施設内容 多目的ホール、体験学習室、展示ギャラリー

所在地 出雲市多伎町口田儀 458 番地 1

(1) 指定管理料の収支

令和2年度（2020） 手引ヶ丘公園（風の子楽習館）指定管理 収支決算書

1. 収入 (単位：円)

項目	R2決算額	R2予算額	増減	特記事項
指定管理料	15,815,000	15,815,000	0	
その他	5,000	0	5,000	車両売却（鉄屑）代
合計	15,820,000	15,815,000	5,000	

2. 支出 (単位：円)

項目	R2決算額	R2予算額	増減	特記事項
人件費				
給与	7,111,602	7,240,000	△ 128,398	社員2名分
賞金	67,000	590,000	△ 523,000	
小計	7,178,602	7,830,000	△ 651,398	
需用費				
消耗品	740,196	204,000	536,196	
事務用品	53,024	153,000	△ 99,976	
電気代	1,813,593	2,243,000	△ 429,407	
水道代	77,459	140,000	△ 62,541	
下水道代	62,635	125,000	△ 62,365	
車両関係費（燃料）	69,462	71,000	△ 1,538	
図書費	42,817	80,000	△ 37,183	
装飾費	76,852	148,000	△ 71,148	
小計	2,936,038	3,164,000	△ 227,962	
修繕費				
修繕費	531,000	531,000	0	
小計	531,000	531,000	0	
役務費				
通信運搬費	147,192	153,000	△ 5,808	
支払手数料	4,510	15,000	△ 10,490	
保険料	196,894	295,000	△ 98,106	
小計	348,596	463,000	△ 114,404	
委託料				
空調設備管理費	361,790	362,000	△ 210	
ホームページ管理費	211,200	294,000	△ 82,800	
体験学習装置管理費	0	351,000	△ 351,000	故障時のみ委託
夜間機械警備費	198,000	198,000	0	
建物清掃費	192,324	255,000	△ 62,676	
電気設備管理費	192,225	193,000	△ 775	
消防設備管理費	44,000	44,000	0	
自動ドア管理費	279,400	280,000	△ 600	
小計	1,478,939	1,977,000	△ 498,061	
使用料及び賃借料				
コピー機・車リース料	218,279	195,000	23,279	
清掃用具借上げ	141,775	188,000	△ 46,225	
C A T V受信料ほか	80,740	77,000	3,740	
小計	440,794	460,000	△ 19,206	
備品購入費				
備品購入費	164,260	310,000	△ 145,740	シュレッダー、ソファ
小計	164,260	310,000	△ 145,740	
その他				
租税公課	719,456	735,000	△ 15,544	
小計	719,456	735,000	△ 15,544	
一般管理費				
車検費用	0	143,000	△ 143,000	
新聞代	25,200	24,000	1,200	
広告費等	134,846	178,000	△ 43,154	
小計	160,046	345,000	△ 184,954	
合計	13,957,731	15,815,000	△ 1,857,269	

3. 収支差引 1,862,269 円

(2) 施設管理に係る外部発注業務

- ①機械設備維持管理業務
- ②ホームページ管理委託
- ③データ作成業務委託
- ④パソコン等保守管理委託
- ⑤夜間警備業務
- ⑥清掃業務
- ⑦自家用電気工作物保安管理業務
- ⑧消防用設備等点検業務
- ⑨自動扉・換気排煙窓開閉装置保守管理業務

(3) 施設の利用促進への取組（自主事業）

- ①多目的室における人力発電が体験できる装置の拡充、海を眺めながら読書等ができる畳コーナーの設置など、何度でも訪れたいくなる施設環境づくり
- ②ものづくり体験学習や特別公募体験学習における新たな作品や体験メニューの開発によるリピーターの確保

(4) 経費節減の取組内容

- ①冷暖房温度の適正管理による電気代の節減
- ②雨水の積極的利用や、節水による上下水道料金の節減

(5) 個人情報の適正な管理のために講じたこと

- ①新型コロナウイルス感染症対策として新たに記入を求めた入館者カードの適正な保管と廃棄処分

(6) 所管課からの指導を受けて令和2年度に改善した内容

- ①来館者アンケートの内容変更
館内の温度・清潔さ・明るさ・設備、体験学習の内容、職員の態度や言葉遣いなど、聞きたい項目を示して記入してもらうようにした。

Ⅱ 大社健康スポーツ公園杵築体育協会管理委員会

1 指定管理施設 大社健康スポーツ公園の概要

スポーツの振興と市民の健康の保持増進を図るため、旧大社中学校跡地に設置したものの

施設内容 運動場 6,035 m²、体育室 686 m²
テニスコート（砂入り人工芝コート 4 面、クレーコート 1 面）
所在地 出雲市大社町杵築南 1051 番地 1

(1) 指定管理料の収支

令和 2 年度（2020） 大社健康スポーツ公園指定管理 収支決算書

1. 収入

(単位：円)

項目	R2決算額	R2予算額	増減	特記事項
指定管理料	4,875,000	4,622,000	253,000	
利用料金収入	2,885,519	3,150,000	△ 264,481	
自動販売機手数料	129,293	120,000	9,293	
自動販売機電気料金	71,902	70,000	1,902	
合計	7,961,714	7,962,000	△ 286	

2. 支出

(単位：円)

項目	R2決算額	R2予算額	増減	特記事項	
人件費	賃金	5,522,702	5,679,000	△ 156,298	
	小計	5,522,702	5,679,000	△ 156,298	
需用費	消耗品費	141,661	175,780	△ 34,119	
	燃料費	20,014	28,000	△ 7,986	
	光熱水費	855,983	1,031,000	△ 175,017	
	印刷製本費	75,591	35,000	40,591	
	小計	1,093,249	1,269,780	△ 176,531	
修繕費	修繕費	279,895	250,000	29,895	
	小計	279,895	250,000	29,895	
役務費	通信運搬費	70,755	60,000	10,755	
	手数料	22,440	5,000	17,440	
	保険料	106,940	107,000	△ 60	
	小計	200,135	172,000	28,135	
委託料	床清掃業務	55,440	55,440	0	
	消防用設備保守点検	16,830	18,700	△ 1,870	
	樹木管理	89,650	0	89,650	
	小計	161,920	74,140	87,780	
使用料及び賃借料	コピー機リース料	194,400	198,000	△ 3,600	
	A E D リース料	91,080	91,080	0	
	小計	285,480	289,080	△ 3,600	
その他	租税公課	206,000	150,000	56,000	
	共済費	68,509	68,000	509	
	旅費	0	10,000	△ 10,000	
	小計	274,509	228,000	46,509	
	合計	7,817,890	7,962,000	△ 144,110	

3. 収支差引

143,824 円

(2) 施設管理に係る外部発注業務

- ① 体育館清掃業務
- ② スポーツ公園地内樹木剪定業務
- ③ 消防用設備保守点検業務

(3) 施設の利用促進への取組（自主事業）

- ① 利用団体等へ事前に年間予約の受付を行う旨、文書配布及びご縁ネットで周知し、1月～2月にかけて次年度の施設の利用調整を図っている。

(4) 経費節減の取組内容

- ① 事務室の冷暖房使用設定温度を夏季は28℃、冬季は18℃とすることによる、電気料や灯油の節減
- ② 事務室、玄関フロア、トイレの照明器具が不良になった場合、LED照明器具への更新

(5) 個人情報の適正な管理のために講じたこと

- ① 職員ミーティング時に個人情報の保護等の周知徹底を図っている。

(6) 所管課からの指導を受けて令和2年度に改善した内容

特になし

第3 監査の結果

概要

監査対象団体及び所管部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部において不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要する事項は次のとおりである。

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするものであり、適時措置状況の報告をするよう求める。

- 1 法令（条例、規則その他の例規を含む。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

指摘事項

1 令和2年度【指定管理施設】手引ヶ丘公園（風の子楽習館）指定管理料 [特定非営利活動法人 風の子たき]

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

[市民文化部市民活動支援課]

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

2 令和2年度【指定管理施設】大社健康スポーツ公園指定管理料

[大社健康スポーツ公園杵築体育協会管理委員会]

(1) 中学生以下の料金区分を適用すべき一部の利用者に対し、確認が不十分で一般の料金区分を適用し、利用料金を過大に徴収していた。

- ・ 体育室利用に係る利用料金の徴収

[出雲市スポーツ施設条例第18条第2項(別表第2「10 大社健康スポーツ公園 使用料」)]

(2) 指定管理者名で交付すべき利用料減免決定通知書を市長名で交付していた。

- ・ 体育室利用に係る利用料金の減免

[出雲市スポーツ施設条例第14条第1項、第18条第3項、同施行規則第11条、第18条]

[市民文化部文化スポーツ課]

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

注意事項

(1) 賃金の支給に当たり、源泉徴収税額表の適用区分を誤っていたため、所得税を過大に控除していた。(1団体)

第4 監査の結果に基づく監査意見

今回の監査では、指定管理者において利用料金の徴収や減免などの事務手続が誤っていた事案や、賃金の支給に際し源泉徴収税額表の適用区分を誤っていた事案などが見受けられた。

今回の監査対象団体も含め、各指定管理者は、市の条例・規則等に基づいて設置された施設の管理を受託していることを念頭に置き、法令等を十分に確認し、適正な事務の執行に努められたい。

また、各指定管理施設の所管課は、施設管理や事務について、指定管理者任せとならないよう、実施状況を適宜確認することでリスク管理に努め、施設の設置責任者として適切な指導・監督を行っていただきたい。